

公立瀬戸旭看護専門学校同窓会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、公立瀬戸旭看護専門学校同窓会（以下「同窓会」という。）という。

(事務所の位置)

第2条 同窓会の所在地は、瀬戸市進陶町6番地1公立瀬戸旭看護専門学校内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 同窓会の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会員相互の親睦と資質の向上に努める。
- (2) 母校の発展に寄与する。

(事業)

第4条 同窓会は、前条の目的達成のため次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 会員名簿、その他必要と認める出版物の発行。
- (2) 卒業式へのお祝い。
- (3) その他、目的達成に必要な事業。

第3章 組 織

(会員)

第5条 同窓会の会員は正会員と特別会員で構成するものとする。

- 2 正会員は、公立瀬戸旭看護専門学校の卒業生とする。
- 3 特別会員は、公立瀬戸旭看護専門学校の現職員及び旧職員とする。

(役員)

第6条 同窓会には、次の各号に掲げる役員を置くものとする。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 顧 問 | 若干名 |
| (2) 会 長 | 1名 |
| (3) 副 会 長 | 1名 |
| (4) 書 記 | 1名 |
| (5) 会 計 | 2名 |
| (6) 会計監査 | 2名 |
| (7) 幹 事 | 各卒業年度より4名 |

(役員を選出)

第7条 同窓会役員は顧問は校長、副校長とする。

- 2 前条第2号から第7号の役員については、正会員の中から選出するものとする。

(役員任期)

第8条 前条第2項の役員任期は、3年とし再任は妨げない。ただし、会長職が次期改選前に退いた場合は、副会長職にあるものが会長職になるものとする。

- 2 役員に欠員が生じたときは、会長に一任する。

第4章 会務の執行

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 顧問は、本会の運営に関し相談役となる。
- (2) 会長は、同窓会を代表し会務を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその仕事を代行する。
- (4) 書記は、会議に議事録を作成する。
- (5) 会計は、会計事項全般を取扱ひ、総会において収支報告をする。
- (6) 会計監査は、同窓会の監査は収支について監査をする。
- (7) 幹事は、会員間の連絡調整にあたる。

(会議)

第10条 総会は、3年に1回開催するものとする。但し、会長が必要と認める時は、臨時総会を開催することができる。

- 2 役員会は、必要に応じて会長が召集するものとする。

(会計)

第11条 同窓会の経費は、会費及び寄付金をもって支弁する。但し、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

- 2 会費は、終身会費とし、入会と同時に3,000円徴収する。
- 3 同窓会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第5章 雑 則

第12条 同窓会の総会において出席者中3分の2以上の賛成をもって会則の改正ができるものとする。

第13条 会員は、その氏名、現住所、勤務先及びその住所を届け出るものとし、変更があった場合は、速やかに同窓会事務所に届けなければならない。

附 則

この会則は、令和元年9月7日から施行する。